

第5次 札幌市バリアフリー基本構想 検討部会【第2回】

札幌市 保健福祉局／まちづくり政策局／建設局

議題

1. 前回の振り返り
2. 理念の決定
3. 生活関連施設の更新及び対象について
4. 札幌市のバリアフリー化の進捗について

1. 前回の振り返り

1.1 前回の振り返り(基本理念の整理)

■基本理念の整理

- ➡基本理念を整理し、札幌市としての方向性を示したい
- ➡キーワードはなにか？



近年のバリアフリーの動向や普段から感じていることで、基本理念に記載すべき事項はあるか

1.1 前回の振り返り(基本理念の整理)

近年のバリアフリーの動向 (考慮すべき事項)

■障害者基本法 (平成23年8月公布)

【目的】：全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら**共生する社会**を実現

■バリアフリー法 (平成18年制定、平成30年改正)

【目的】：高齢者や障がい者、妊婦、けが人などの**移動**や**施設利用の利便性**、**安全性の向上**を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開

■ユニバーサルデザイン2020行動計画 (ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定：H29. 2)

●我々の目指す共生社会 (パラリンピックを契機として)

障害の有無にかかわらず、**すべての人**がお互いの人権や尊厳を大切に**支え合い**、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる**共生社会**を実現

●障害の社会モデル

「障害の社会モデル※」を**すべての人**が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の**心の在り方**を変えていくことが重要であり、誰もが**安全で快適に移動**できる**ユニバーサルデザインの街づくり**を強力に推進

■持続可能な開発目標 (SDGs)

【『SDGs実施指針』優先課題】：**あらゆる人々が活躍**する社会・ジェンダー平等の実現

◆主な取組：「**心**」・「**情報**」・「**公共交通機関**」のバリアフリーの推進

1.1 前回の振り返り(基本理念の整理)

札幌市の上位・関連計画における基本理念（考慮すべき事項）

■ 札幌市福祉のまちづくり条例（H10.12制定）

【理念】：人にやさしいまちをつくりましょう。

■ 札幌市まちづくり戦略ビジョン（H25.2策定）

【目指すべき都市像】：互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち

■ さっぽろ障がい者プラン2018（H30.3策定）

【基本理念】：障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

■ 札幌市地域福祉社会計画2018（H30.3策定）

【基本理念】：みんなで支え合い住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちさっぽろ

■ 札幌市高齢者支援計画2018（H30.3策定）

【基本目標】：いくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

1.1 前回の振り返り(基本理念の整理)

他の政令市におけるバリアフリー基本構想の基本理念（参考）

他の政令市におけるバリアフリー基本構想の基本理念

■堺市バリアフリー基本構想（H27.3策定）

基本理念：だれもが**移動**しやすく**安全・快適**で活力のあるまちづくり

→視点：移動の円滑性（ネットワーク）

■福岡市バリアフリー基本計画（H25.4策定）

基本理念：誰もが**思いやり**を持ち、**すべての人**にやさしいまちづくり

→視点：心のバリアフリー、共生社会

■仙台市バリアフリー基本構想（H24.6策定）

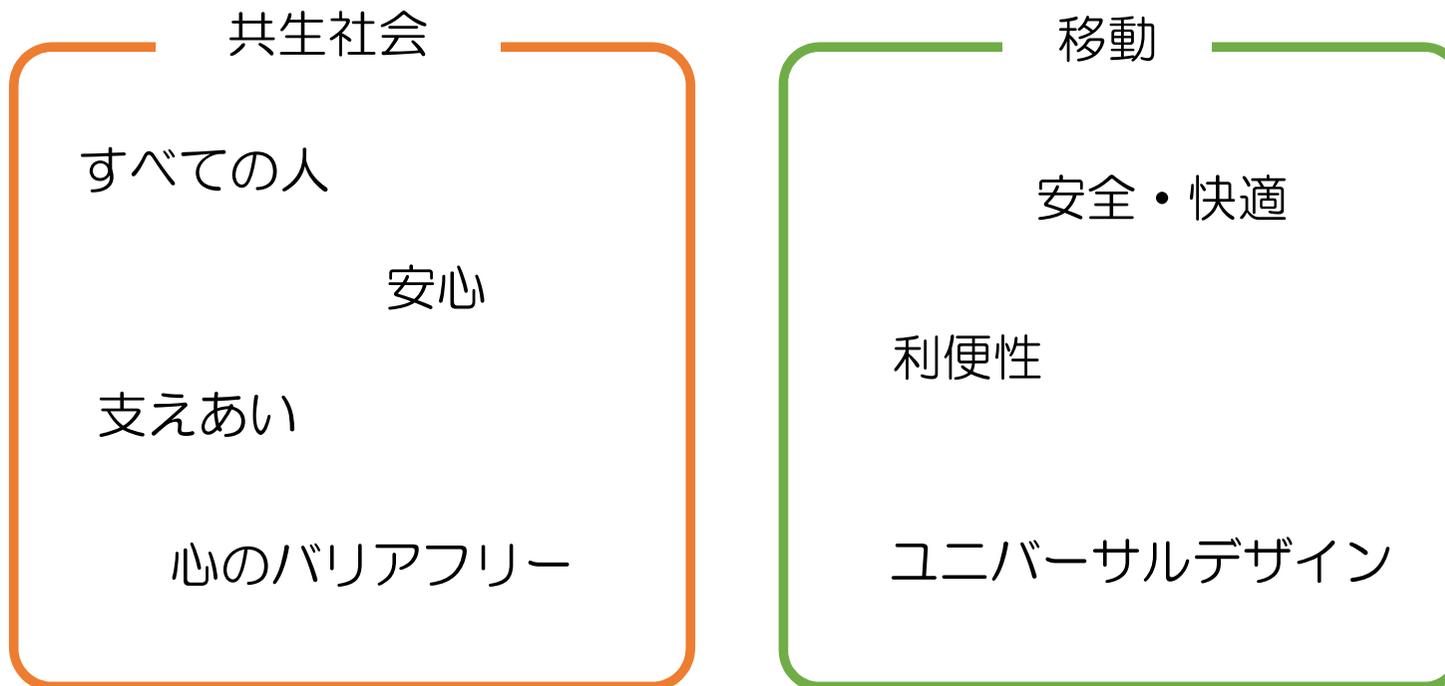
基本理念：すべての市民がともに生きる共生の理念のもと、誰もが**互いに理解し共に支え合う環境づくり**とバリアフリーによる**移動等の円滑化**を図り、「ひとが輝く杜の都」仙台を創出する

→視点：移動の円滑性（ネットワーク）、心のバリアフリー、共生社会

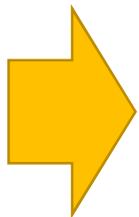
1.1 前回の振り返り(基本理念の整理)

■基本理念の整理

- ➡基本理念を整理し、札幌市としての方向性を示したい
- ➡キーワードはなにか？



札幌市の提示したキーワード案

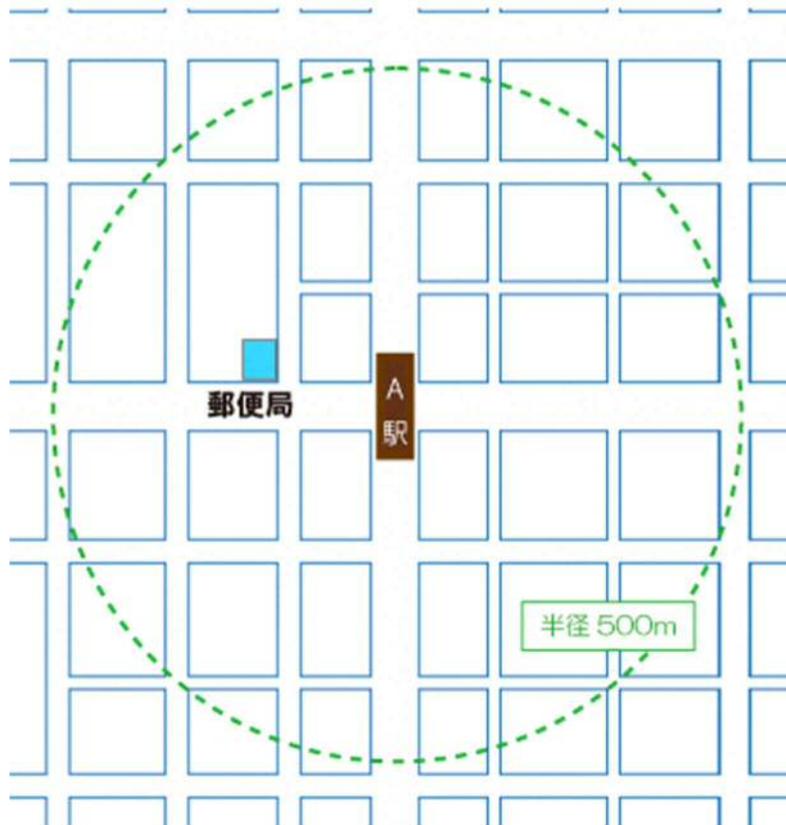


今回の部会で理念を確定

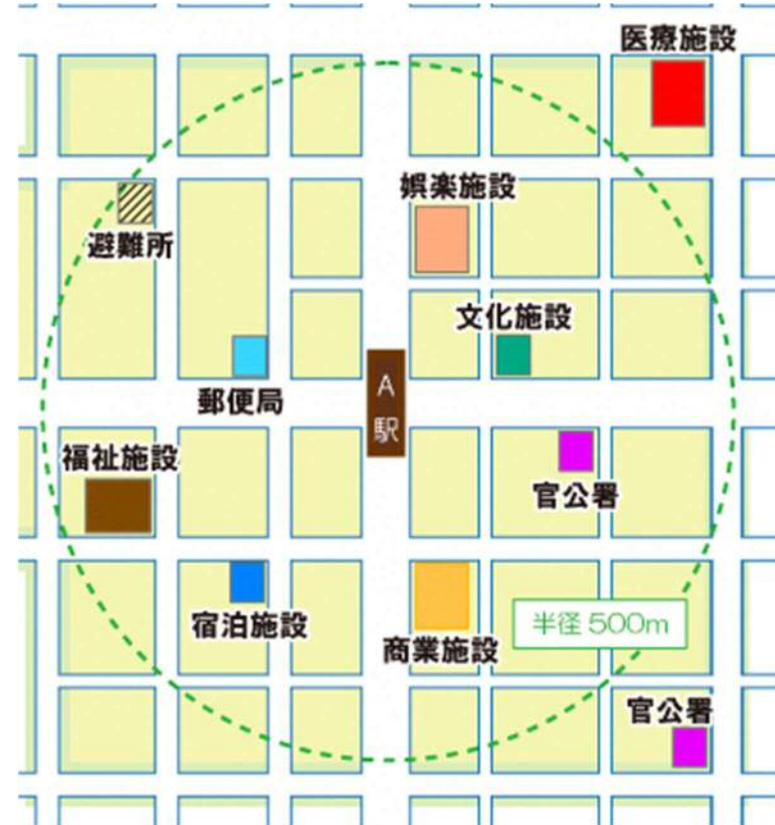
1.2 前回の振り返り(重点整備地区の追加)

現計画における基本的な考え方

- 利用者が5,000人/日以上 of JR駅・地下鉄駅等を中心とする
- 不特定多数の人が利用する施設が地区内に概ね3施設以上ある
- 移動が通常徒歩で行われる



重点整備地区としない



重点整備地区として位置付け

1.2 前回の振り返り(重点整備地区の追加)

■重点整備地区の追加

→新たな考え方を基に、3つの地区を重点整備地区として追加したい

重点整備地区の追加に係る考え方

- 利用者が3,000人/日以上の駅で重点整備地区に含まれていない地区を検討
- 地域の特性などから面的な整備が必要と考えられる地区を検討
- 立地適正化計画などのまちづくり計画等との整合性を図る

新たな重点整備地区として検討した地区

- 平和駅・上野幌駅・八軒駅・拓北駅・あいの里公園駅周辺
- 定山溪地区・苗穂駅周辺地区 ※周辺開発の状況から追加
- 路面電車電停周辺

1.2 前回の振り返り(重点整備地区の追加)

重点整備地区の追加検討地区



2地区を重点整備地区に追加し、
1地区をエリア拡大する

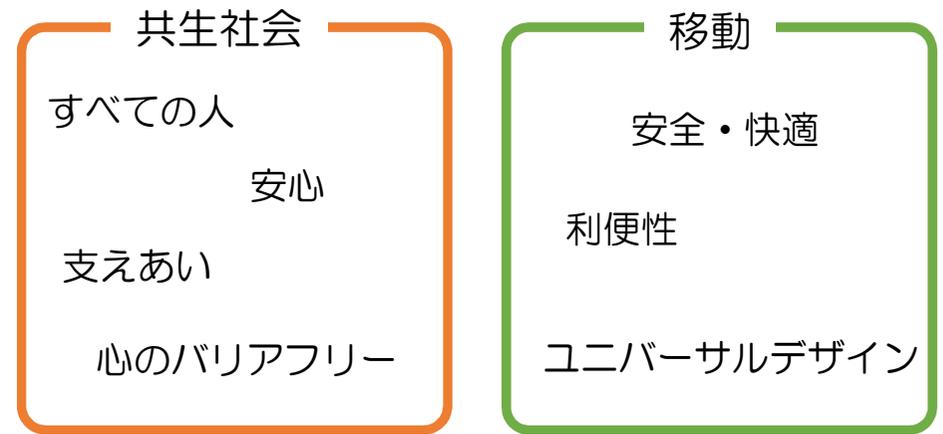
前回検討部会で
決定済み

2. 理念の決定

2. 理念の決定

■ 基本理念の整理

- 基本理念を整理し、札幌市としての方向性を示したい
- キーワードはなにか？



↑ 札幌市の提示したキーワード案

～部会で出た主な意見～

- ・「共生」は漠然としているので、本人主体で考える・当事者の視点でともに考える、というような当事者性を打ち出しているのでは
- ・物理的な障壁と的確なサービス、心のバリアフリーを一体に考えた 「生きる」「はたらく」「暮らす」 という観点はどうか
- ・ユニバーサルデザイン の考え方を広く訴える必要がある
- ・一人でも楽しく暮らせるような 「気持ち良い」「楽しい」「明るい」 といったわかりやすいワードが良いと思う。
- ・具体性がわかる ような理念が良い

2. 理念の決定

! ご議論いただきたい事項

■ 基本理念の決定

- 部会の議論を踏まえ、札幌市で複数案を提案し、今回の部会で内容を確定したい

～理念の決定に当たる考え方（参考）～

- 「バリアフリー基本構想」は福祉関連の全体的な計画ではなく、
「人の移動」に特化した法律に基づいて策定するもの
- 言葉のわかりやすさと、具体的な書き込みのバランスが必要
(わかりやす過ぎると抽象的になり、具体的過ぎると全体的な方針を書きにくくなる)

2. 理念の決定

1案

未来への思いをつなげ 「行ける」が広がるまちづくり

【考え方】

障がい等の有無に関わらず、バリアフリーについてみんなが自分事として考え関わっていくことで「行きたい」を「行ける」に広げていき、これから生まれてくる札幌の将来を担う市民につないでいく。

2案

ともに理解し支えあう 自由にどこへでも行けるまち

【考え方】

多様性を受けいれお互いが支えあうことで心のバリアフリーの考え方が広まり、どんな人でも安全・快適に移動できるまちづくりについてハード面だけではなくソフト面からも取り組んでいく。

3案

すべての人が安心していきいきと暮らせる
バリアフリーのまち さっぽろ

【考え方】

障がい等の有無に関わらず、すべての人が安心して安全に生活や移動を楽しめる環境を創造することにより、誰もがいきいきと暮らすことのできる、ハード・ソフト両面でバリアフリーのまちを実現する。

3. 生活関連施設の更新及び対象について

3. 生活関連施設の更新及び対象について

生活関連施設とは

- 「高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設」 (バリアフリー法)
➡ 「不特定多数の人が多く利用する施設」

3. 生活関連施設の更新及び対象について

現基本構想で対象としている生活関連施設

教育施設



商業施設・商店街



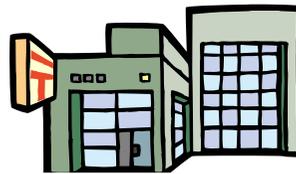
福祉施設



医療施設



郵便局



運動施設・都市公園



娯楽施設



宿泊施設



避難所



文化施設



官公署



旅客施設



3. 生活関連施設の更新及び対象について

生活関連施設の対象

分類	生活関連施設	補 足
教育施設	・盲学校、ろう学校、養護学校	○平成 21 年策定の基本構想において位置付けた施設は引き続き生活関連施設に設定します。
医療施設*	・病院 (2,000m ² 以上)	
娯楽施設*	・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (2,000m ² 以上)	○運動施設のうち都市公園については、重点整備地区内の整備の充実を図るため、公園の種類による役割を考慮し、特殊公園を対象に追加します。
文化施設	・コミュニティーセンター ・地区センター ・まちづくりセンター ・その他の集会施設 (札幌市民ホール、さっぽろ芸術文化の館、教育文化会館) ・図書館 (中央図書館、地区図書館) ・美術館、博物館、郷土館、記念館	
商業施設* 商店街	・商業施設 (2,000m ² 以上) ・商店街 (飲食店、銀行等のサービス業を営む店舗を含む)	○旅客施設は、1 日当たりの平均的な乗降客数 5,000 人以上の特定旅客施設を対象とし、路面電車停留場を追加します。
郵便局	・郵便局	
宿泊施設*	・宿泊施設 (2,000m ² 以上)	○避難所は、収容人数や他の生活関連施設の立地状況などを踏まえ、各地区 1 か所以上設定します。
官公署	・市役所、区役所、保健所 ・税務署、道税事務所 ・警察署 ・ハローワーク ・年金事務所	
福祉施設	・札幌市老人福祉センター ・札幌市視聴覚障がい者情報センター ・札幌市身体障がい者福祉センター ・北海道障害者職業センター ・老人ホーム、福祉ホーム等 (2,000m ² 以上)	※福祉のまちづくり条例に定める「表示板」の交付を受けた施設のうち、医療施設、娯楽施設、商業施設、宿泊施設 (以下これらを「バリアフリー化済み施設」という。) については、施設の規模に関わらず生活関連施設に設定します。
運動施設 都市公園	・市立体育館 ・競技場、野球場、プール ・都市公園 (総合公園、運動公園、特殊公園)	
避難所	・収容避難場所	
旅客施設	・乗降客数 5,000 人/日以上 (地下鉄、JR)、路面電車停留場、鉄道駅に近接するバスターミナル ・上記で挙げた生活関連施設の最寄りのバス停留場	

特定建築物(多数の人が利用する施設)

特別特定建築物

■主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物

- 教育施設 (盲学校、聾学校、養護学校)
- 福祉厚生施設 (老人福祉センター、障害者福祉センター、老人ホーム、福祉ホームなど)

■不特定多数の人が利用する特定建築物

- 医療施設 (病院、診療所)
- 娯楽施設 (劇場、映画館など)
- 集会場、公会堂、展示場
- 商業施設 (物品販売、飲食、サービス業)
- 宿泊施設 (ホテル、旅館など)
- 運動施設 (体育館、プールなど)
- 文化施設 (博物館、美術館など)
- 公衆浴場
- 旅客施設 (鉄道駅、空港ターミナルなど)
- 駐車場 (一般有料駐車場など)
- 公衆便所
- 公共用歩廊

■不特定多数の人が利用する官公署

- 市役所、区役所、保健所、税務署など

一定規模 (2,000m²) 以上で建築する場合、**基準適合を義務づけ** (既存施設は努力義務)

■特定多数の人が利用する建築物

- 教育施設 (上記以外の学校)
- 福祉厚生施設 (児童福祉センター等上記以外の福祉施設)
- 共同住宅 (マンション、下宿など)
- 事務所
- 工場
- 習い事の施設 (自動車学校、学習塾など)



特定適合施設表示板

➡これまで生活関連施設としてきた施設は引き続き生活関連施設としたい

3. 生活関連施設の更新及び対象について

生活関連施設の対象の追加案

新たな対象の追加①

大規模な立体駐車場を生活関連施設に追加

新たな対象の追加②

市有の子育て支援施設を生活関連施設に追加

新たな対象の追加③

観光施設を生活関連施設に追加

3. 生活関連施設の更新及び対象について

生活関連施設の対象

新たな対象の追加①

大規模な立体駐車場を生活関連施設に追加

- ユニバーサルデザイン行動計画2020では、障がい者の**自家用車による移動**を考慮した**バリアフリー化された駐車場**の必要性が示されている
- 福祉のまちづくり条例では、**バリアフリー化する対象となる公共的施設**として、**駐車場**を位置付けている
- 高齢者及び障がい者、ベビーカー使用者を対象にアンケートを取った際、**日常的に「車による移動」**をしている人が多い

3. 生活関連施設の更新及び対象について

福祉のまちづくり条例

【整備基準】

第15条 市長は、**公共的施設**の廊下、階段、傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、出入口、エレベーター、歩道、園路その他の規則で定める部分の構造、配置及び設備に関し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう整備するために必要な基準を定めるものとする。

【公共的施設での駐車場の位置付け】

建築物：(21) **自動車の停留又は駐車のための施設**

特定路外駐車場：駐車場法第2条第2号に規定する**路外駐車場で建築物以外**のもの

【駐車場（建築物内）の整備基準（一部抜粋）】

- (1) 多数の者が利用し、又は主として**障害者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合**には、そのうち1以上に、**車いす使用者用駐車施設を1以上**（駐車施設の総数が100を超える場合にあっては、当該総数に100分の1を乗じて得た数以上）設けなければならない。
- (3) 車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、**道路から駐車場へ通ずる出入口付近に車いす使用者用駐車施設がある旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示し、かつ、道路から駐車場へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路について誘導のための表示**を行わなければならない。

3. 生活関連施設の更新及び対象について

バリアフリー状況に関するアンケート調査(H30)

【アンケート実施概要】

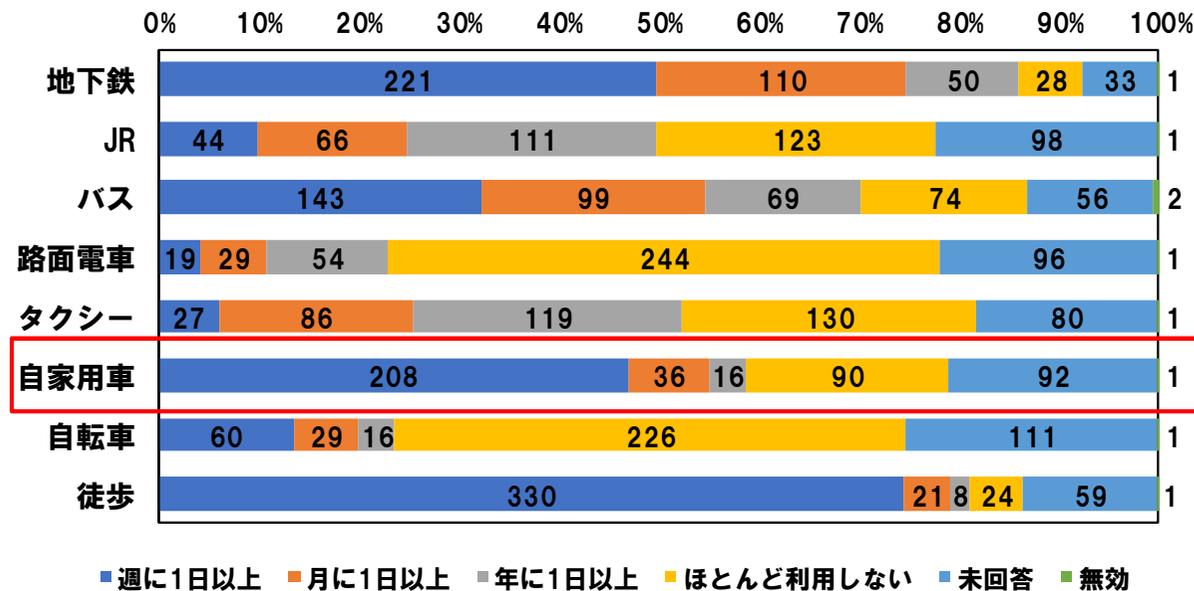
調査方法：郵送による調査

調査対象：障がい者団体、高齢者団体、子育てサロン利用者等

回収状況

配布数：638部 回収数：448部（うち、無効票5部） 回収率：70%

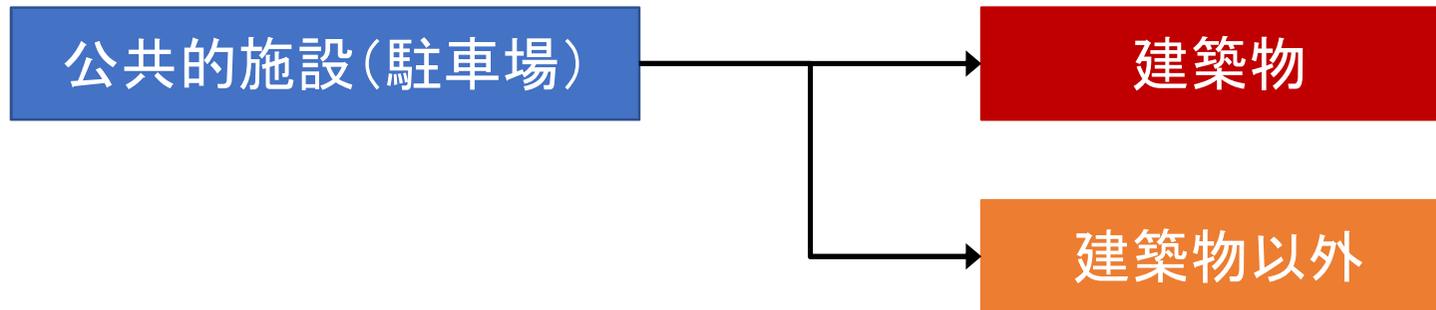
▼移動手段別の利用頻度



自家用車を日常的に利用（週1回以上）している人は約5割であり、日常的に車による移動が行われている

3. 生活関連施設の更新及び対象について

対象とする駐車場



- 小規模な駐車場や青空駐車場は土地の利用の入れ替わりが激しく、生活関連経路で繋いでも効果が表れない場合が想定される
➡ **大規模な立体駐車場（建築物）** を生活関連施設に位置付ける

青空駐車場などは短期間で駐車場が無くなってしまふことが多い



3. 生活関連施設の更新及び対象について

生活関連施設の対象

新たな対象の追加②

市有の子育て支援施設を生活関連施設に追加

- 札幌市立地適正化計画では、都市機能誘導区域の誘導施設（多くの市民が利用する公共施設）として「区保育・子育て支援センター」を位置付けている
- 「区保育・子育て支援センター」以外の誘導施設（多くの市民が利用する公共施設）は、全て既に生活関連施設に位置付けられている

立地適正化計画におけるその他の誘導施設
（多くの市民が利用する公共施設）
区役所、区民センター、図書館、体育館



【北区保育・子育て支援センター】

3. 生活関連施設の更新及び対象について

生活関連施設の対象

新たな対象の追加③

観光施設を生活関連施設に追加

※重点整備地区内の観光施設のみ対象

- ・ユニバーサルデザイン行動計画2020では、観光先進国を実現するためのバリアフリーやユニバーサルデザインの必要性が示されている
- ・札幌市は、年間1,500万人以上の観光客が来訪する全国有数の観光都市であり、観光客への対応の重要性が高い



【北海道（赤れんが庁舎）】



【札幌市時計台】



【知事公館】

3. 生活関連施設の更新及び対象について

さっぽろ観光マップ

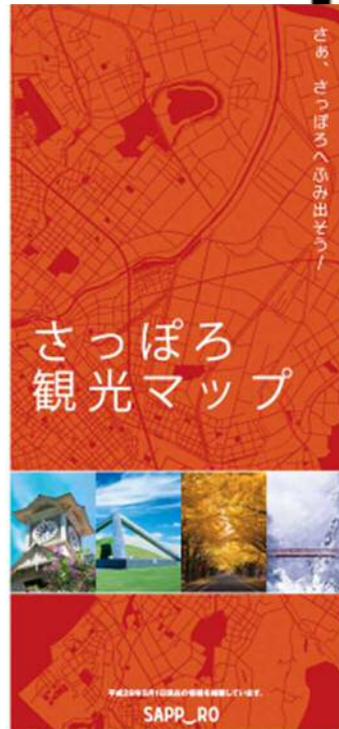
- 「さっぽろ観光マップ」に記載されている観光施設を中心に、新たに生活関連施設として追加予定

➡既に別の生活関連施設として位置付けられている場合もあるが、その場合は二重で位置づけを与える

※避難所と同様の扱い

例:東区体育館

- ・運動施設
- ・避難所



3. 生活関連施設の更新及び対象について

! ご議論いただきたい事項

- これまで生活関連施設としてきた施設は引き続き生活関連施設として位置付ける
- 新たに以下の施設を生活関連施設として位置付ける
 - 「大規模な立体駐車場」
 - 「市有の子育て支援施設」
 - 「観光施設」
- ➡
 - 札幌市の提案する方針は適切か
 - その他に追加するべき施設はないか

4. 札幌市のバリアフリー化の進捗について

4. 札幌市のバリアフリー化の進捗について

重点整備地区別の進捗(旅客施設・道路)(R1年度末時点)

地区名	旅客施設整備_進捗率			道路整備_進捗率	
	経路	段差	トイレ	整備済(主要)	整備済(その他)
都心	100%	100%	100%	86%	73%
桑園	100%	100%	100%	100%	23%
苗穂	100%	100%	100%	83%	74%
西18丁目	100%	100%	100%	100%	87%
円山	100%	100%	100%	100%	100%
西28丁目	100%	100%	100%	100%	67%
中島公園・幌平橋	100%	100%	100%	67%	76%
新川	100%	100%	100%	82%	0%
北12条	100%	100%	100%	100%	23%
北18条	100%	100%	100%	66%	53%
北24条	100%	100%	100%	96%	38%
北34条	100%	100%	100%	95%	75%
麻生	100%	100%	100%	89%	100%
篠路	0%	0%	100%	7%	0%
あいの里	100%	100%	100%	100%	75%
北13条東	100%	100%	100%	90%	26%
光星	100%	100%	100%	100%	65%
環状通東	100%	100%	100%	100%	45%
元町	100%	100%	100%	100%	100%
新道東	100%	100%	100%	100%	100%
栄町	100%	100%	100%	96%	59%
菊水	100%	100%	100%	85%	70%
東札幌	100%	100%	100%	86%	21%
白石	100%	100%	100%	97%	46%
JR白石駅	100%	100%	100%	100%	90%
南郷7丁目	100%	100%	100%	100%	57%
南郷13丁目	100%	100%	100%	100%	90%

地区名	旅客施設整備_進捗率			道路整備_進捗率	
	経路	段差	トイレ	整備済(主要)	整備済(その他)
南郷18丁目	100%	100%	100%	100%	76%
大谷地	100%	100%	100%	94%	61%
ひばりが丘	100%	100%	100%	100%	91%
厚別副都心	100%	100%	100%	95%	79%
森林公園	100%	100%	100%	87%	41%
学園前	100%	100%	100%	100%	100%
豊平公園	100%	100%	100%	100%	79%
中の島	100%	100%	100%	100%	56%
平岸	100%	100%	100%	100%	72%
南平岸	100%	100%	100%	100%	100%
美園	100%	100%	100%	91%	71%
月寒中央	100%	100%	100%	90%	42%
福住	100%	100%	100%	100%	100%
清田	—	—	—	68%	98%
澄川	100%	100%	100%	79%	100%
澄川南	100%	100%	100%	100%	100%
真駒内	100%	100%	100%	100%	28%
二十四軒	100%	100%	100%	100%	91%
琴似	100%	100%	100%	98%	63%
発寒中央	100%	100%	100%	100%	23%
発寒	100%	100%	100%	—	100%
発寒南	100%	100%	100%	100%	41%
宮の沢	100%	100%	100%	100%	48%
稲積公園	100%	100%	100%	100%	100%
手稲	100%	100%	100%	94%	81%
星置	100%	100%	100%	100%	100%
合計	98%	98%	100%	91%	68%

4. 札幌市のバリアフリー化の進捗について

重点整備地区別の進捗(公園・市有建築物)(R1年度末時点)

地区名	公園整備_進捗率			市有建築物整備_進捗率		
	園路	トイレ	駐車場	経路	エレベーター	トイレ
都心	100%	100%	-	80%	90%	90%
桑園	-	-	-	-	-	-
苗穂	-	-	-	-	-	-
西18丁目	-	-	-	0%	100%	100%
円山	100%	100%	-	-	-	-
西28丁目	-	-	-	100%	0%	100%
中島公園・幌平橋	100%	100%	-	0%	0%	50%
新川	-	-	-	-	-	-
北12条	-	-	-	-	-	-
北18条	-	-	-	-	-	-
北24条	-	-	-	100%	50%	100%
北34条	-	-	-	-	-	-
麻生	-	-	-	33%	67%	67%
篠路	-	-	-	-	-	-
あいの里	-	-	-	-	-	-
北13条東	-	-	-	-	-	-
光星	-	-	-	0%	50%	100%
環状通東	-	-	-	0%	0%	100%
元町	-	-	-	0%	100%	0%
新道東	-	-	-	-	-	-
栄町	-	-	-	0%	0%	0%
菊水	-	-	-	-	-	-
東札幌	-	-	-	50%	50%	100%
白石	-	-	-	100%	100%	100%
JR白石駅	-	-	-	0%	0%	100%
南郷7丁目	-	-	-	100%	0%	100%
南郷13丁目	-	-	-	-	-	-

地区名	公園整備_進捗率			市有建築物整備_進捗率		
	園路	トイレ	駐車場	経路	エレベーター	トイレ
南郷18丁目	-	-	-	100%	0%	100%
大谷地	-	-	-	-	-	-
ひばりが丘	-	-	-	-	-	-
厚別副都心	100%	100%	-	60%	60%	60%
森林公園	-	-	-	-	-	-
学園前	-	-	-	-	-	-
豊平公園	-	-	-	100%	0%	100%
中の島	-	-	-	-	-	-
平岸	-	-	-	-	-	-
南平岸	-	-	-	0%	0%	0%
美園	100%	100%	100%	0%	50%	100%
月寒中央	-	-	-	50%	50%	50%
福住	-	-	-	0%	100%	100%
清田	-	-	-	50%	50%	100%
澄川	-	-	-	-	-	-
澄川南	-	-	-	-	-	-
真駒内	-	-	-	100%	100%	0%
二十四軒	-	-	-	100%	100%	100%
琴似	-	-	-	0%	100%	67%
発寒中央	-	-	-	100%	100%	100%
発寒	-	-	-	-	-	-
発寒南	-	-	-	-	-	-
宮の沢	-	-	-	0%	0%	50%
稻積公園	100%	100%	100%	100%	0%	0%
手稲	-	-	-	67%	33%	100%
星置	-	-	-	-	-	-
合計	100%	100%	100%	49%	58%	76%

4. 札幌市のバリアフリー化の進捗について

各施設の整備方針・取り組み状況

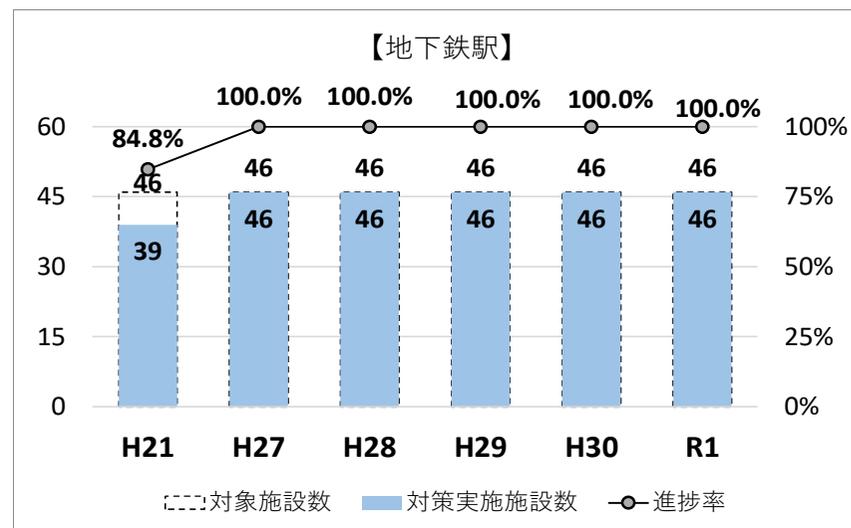
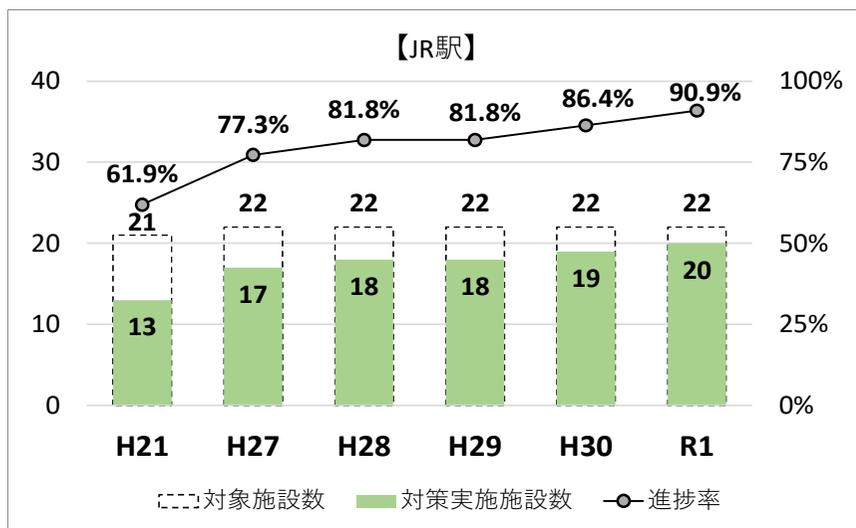
旅客施設

札幌市の基本方針

- 平成32年度までに、1日あたりの平均利用者数が3,000人/日以上である鉄道駅・路面電車停留場・バスターミナルのバリアフリー化を実現することを目標

整備内容

- 経路（段差解消，視覚障がい者誘導用ブロックの設置等）、エレベーターの設置、トイレのバリアフリー
- 地下鉄駅のエレベーターの増設
- 地下鉄ホームドア整備 等



※当該ページのバリアフリー化データは、1日あたりの平均的な利用者数が3,000人/日以上の札幌市内の旅客施設を対象としている。

4. 札幌市のバリアフリー化の進捗について

各施設の整備方針・取り組み状況

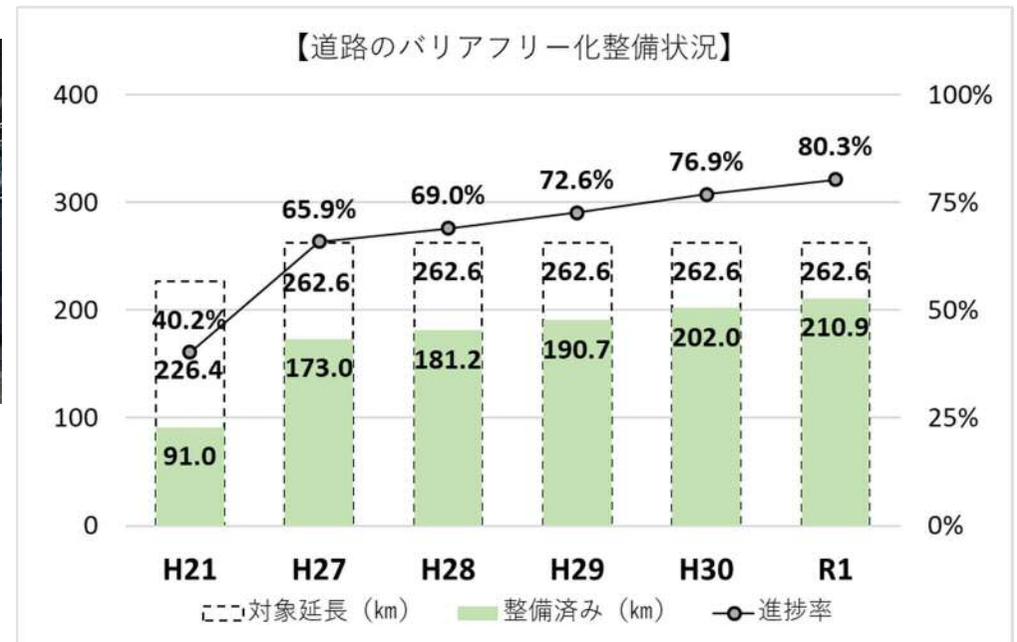
道 路

札幌市の基本方針

- 重点整備地区内の生活関連経路について、道路のバリアフリー化と適切な維持管理を実施

整備内容

- 段差解消、勾配改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など



※当該ページのバリアフリー化データは、重点整備地区内の生活関連経路を対象としている

4. 札幌市のバリアフリー化の進捗について

各施設の整備方針・取り組み状況

信号機等

札幌市の基本方針

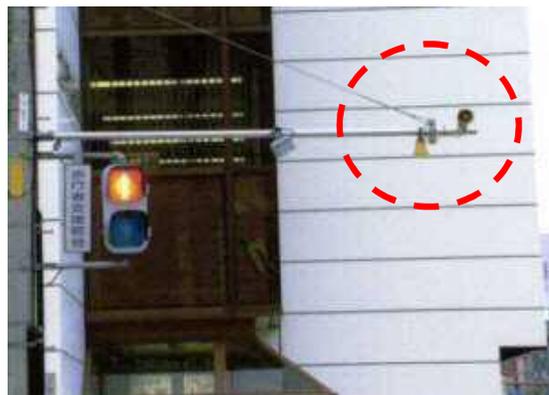
- 道路のバリアフリー化の進捗も考慮しながら、主要な生活関連経路にある信号機や標識などのバリアフリー化を優先的に実施

整備内容

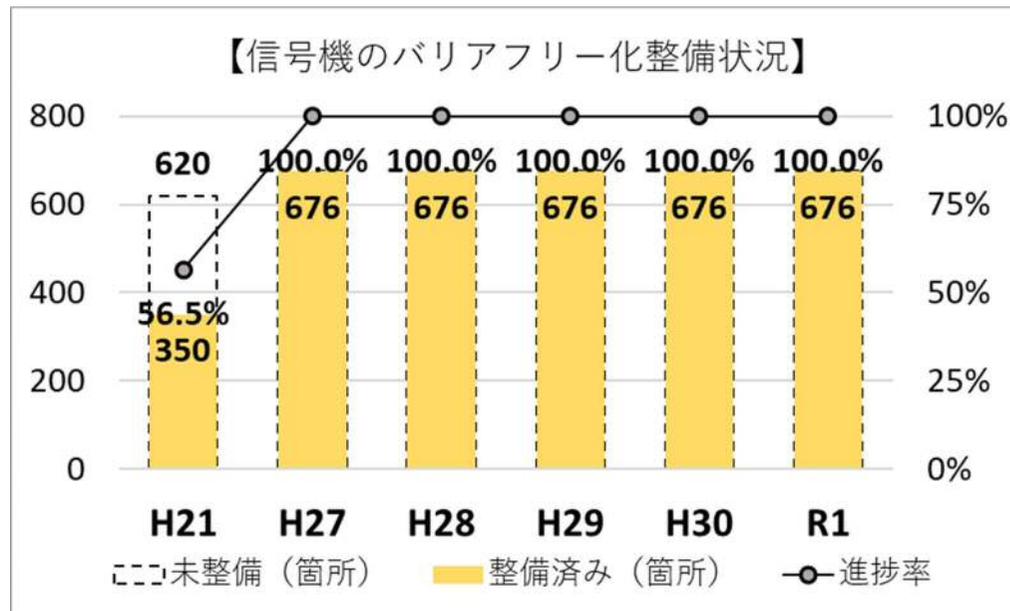
- 音響式信号機や青時間の延長機能を有する信号機の整備など



青時間の延長



音響式信号機



※当該ページのバリアフリー化データは、主要な生活関連経路にある信号機を対象としている。

4. 札幌市のバリアフリー化の進捗について

● 各施設の整備方針・取り組み状況

路 外 駐 車 場

札幌市の基本方針

- 駐車場管理者の協力を得ながら、特定路外駐車場のバリアフリー化を実施

実施内容

- 駐車場管理者へのバリアフリー化への協力要請
- 利用の適正化に向けた利用マナーの啓発



札幌市内の特定路外駐車場※のうち
約9割がバリアフリー済
(令和元年度末時点)

※特定路外駐車場とは：

道路の路面外に設置される、一般公共の用に供される500m²以上の有料駐車場

4. 札幌市のバリアフリー化の進捗について

各施設の整備方針・取り組み状況

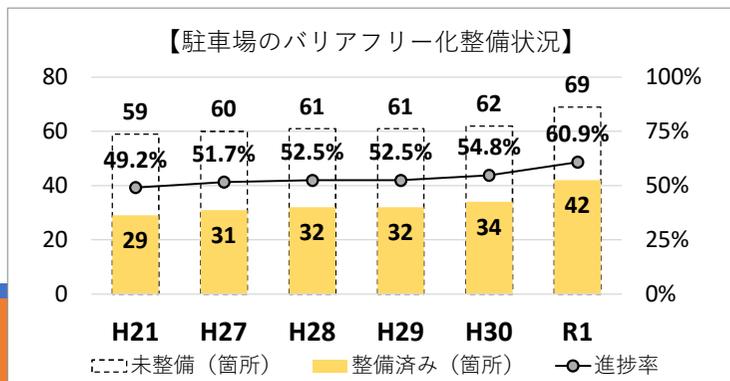
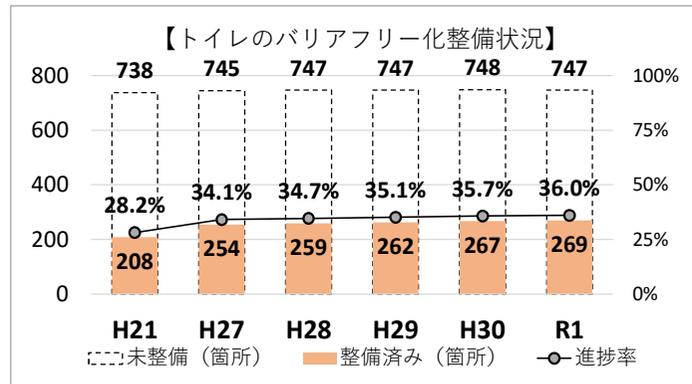
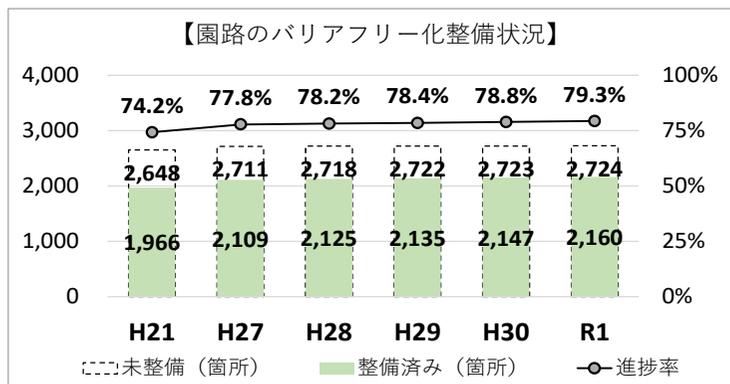
都市公園

札幌市の基本方針

- **【移動等円滑化園路】** 園路及び広場の設置された都市公園の約60%について、平成32年度までに移動等円滑化を実施する。
- **【駐車場】** 駐車場の設置された都市公園の約60%について、平成32年度までに移動等円滑化を実施する。
- **【便所】** 便所の設置された都市公園の約45%について、平成32年度までに移動等円滑化を実施する。

実施内容

- 園路や駐車場、トイレのバリアフリー化



※当該ページのバリアフリー化データは、重点整備地区以外の公園も含んでいる

4. 札幌市のバリアフリー化の進捗について

各施設の整備方針・取り組み状況

建築物

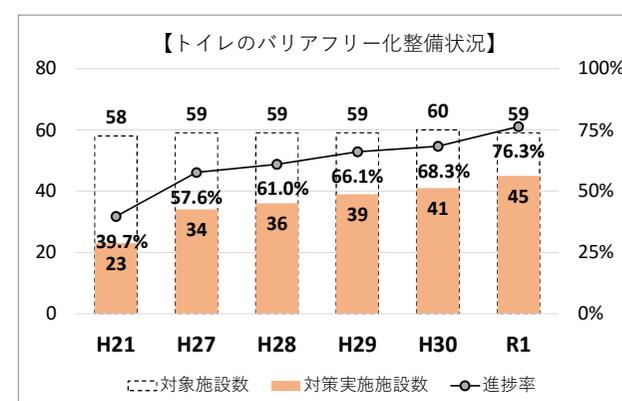
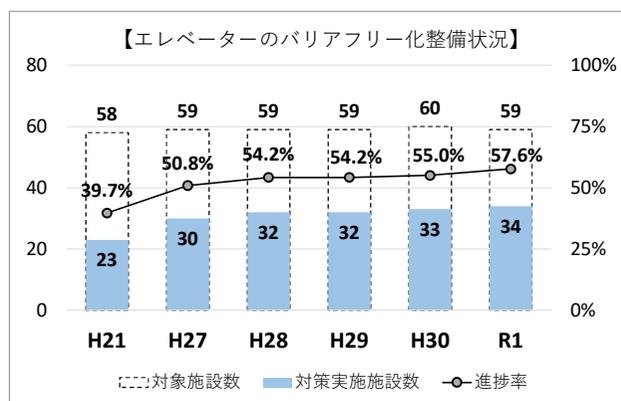
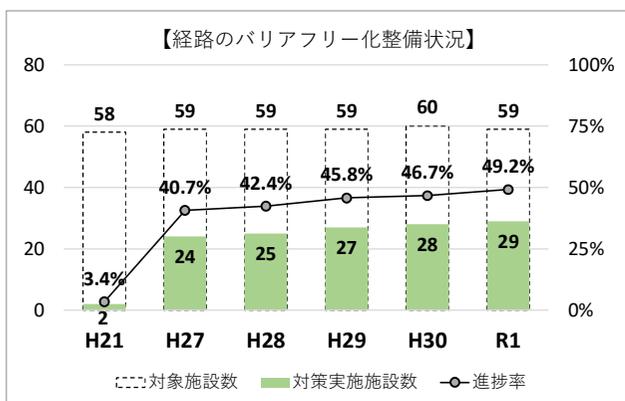
※当該ページのバリアフリー化データは、2,000m²以上の市有建築物を対象としている。

札幌市の基本方針

- 「バリアフリー新法」及び「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物のバリアフリー化を推進

実施内容

- 経路（段差解消、幅員の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等）、エレベーターの設置、トイレのバリアフリー化
- 札幌市が施設を整備する際に、高齢の方や障がいのある方の意見を取り入れるバリアフリーチェックシステムを実施



今後のスケジュール

6. 今後の進め方

第1回検討部会

理念の整理、重点整備地区の追加・拡充(R2.2月～3月頃)

- 追加・拡充に係る基本的な考え方について
- 検討する地区の概要

第2回検討部会

理念の確認、生活関連施設の更新及び整備対象について
重点整備地区の進捗の確認について(R2.5月～6月頃)

- 基本理念の決定
- 生活関連施設について
- 各重点整備地区におけるバリアフリーの進捗率の確認

フィールドチェックを
実施予定

第3回検討部会

生活関連経路の考え方について
ソフト施策(心のバリアフリー)の展開について(R2.9月頃)

- 生活関連経路の基本的な考え方について
- ソフト施策について

第4回検討部会

各施設の整備方針及び改定のポイント整理(R2.12月～R3.1月頃)

- 各施設の整備方針について
- 改定のポイントについて

第5回検討部会

基本構想改訂素案の確認(R3.3月頃)

- 基本構想改訂素案

パブリックコメント

第6回検討部会

基本構想改訂版の作成(R3.6月～7月頃)

- パブリックコメントの結果
- 修正箇所について

新・札幌市バリアフリー基本構想(改定版) 公表(R3.8月)

令和元年度

令和2年度

令和3年度

※国の基本方針(整備目標)の改定時期によって、変動する可能性がある

6. 今後の進め方

■フィールドチェック実施内容(案)

時 期

令和2年8月下旬頃（予定）

目 的

- ①道路のバリアフリーにおける整備状況と課題を確認する
- ②狭幅員道路や非優先道路など、バリアフリーの全ての基準を満たす整備ができない生活関連経路における、必要な整備基準や考え方について、高齢の方や障がいをもった方からご意見を頂く

場 所

未定（1～2か所）

参加者

- ・専門部会委員及び事務局
- ・バリアフリーチェック点検者



■過去のフィールドチェック結果

【狭幅員道路】

- ・点字ブロックの敷設方法
- ・雨水ます等の段差の解消

【非優先道路】

- ・横断歩道、注意喚起看板設置

【平成26年度 前回の構想見直し検討部会におけるフィールドチェックの様子】